

各種委員会のための参考資料

1. 学習発表会（文化祭）等で使用するビデオは著作権法に触れるか。

- ① 購入したビデオであれば著作権法に触れない。
- ② レンタルビデオの場合は、レンタル店との協議が必要。（レンタル契約有）
- ③ 非営利・無料の映画上映は、著作権者の了解はいらない。

2. 学校で著作物の複製は認められるか。

- ① 「授業の過程」で使用する場合は認められる。
 ⇒定期考査に入試問題を使用する（出典明記のこと、多少の類似は可）
 ⇒市販のワークなどのコピーは不可（「ち・か・ら」、「鹿狼山」の類は可）
 ⇒小説のコピー、新聞記事のコピーなどの「調べ学習」は可
- ② 学級通信・学校便り等の授業外活動にアニメキャラクターは使用できない。
 ⇒市販されているカット集、著作権不要の画像の利用にする

3. 出席日数が0の児童生徒を進級させて良いか。

- ① 小学校・・・神戸地裁判決
 「学年の課程の修了認定は、『児童の平素の成績を評価』して行うとされているが、その判断は、高度に技術的な教育的判断であるから、学校長の判断に委ねられている。その認定は、義務教育にあって心身の発達に応じた初等普通教育を施す小学校にあっては、単純な学業成績の評価や出席日数の多少ではなく、児童本人の性格・資質・能力・健康状態・生活態度・今後の発展性を考慮した教育的配慮の下で総合的判断によらなければならない。」
- ② 中学校・・・小学校規定（第54条から第68条）を準用する
 学校教育法施行規則57条〔修了又は卒業の認定〕
 「小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。」
 ⇒ **義務教育では年齢主義を導入しているため留年させることはない。**しかし、中学校での不登校生徒数の増加が社会問題にも浮上している現在、学年に見合った学力や知識が身に付いていないことが喫緊の課題と言える。
 ちなみに6年前の資料では中学生の不登校生徒数が31人に1人の割合であったが、最近の発表では25人に1人とされている。しかし、学校外機関での学習を出席扱いをしている現状を考慮した潜在的な数値は、全体の6%、つまり16人に1人の割合で不登校生が存在すると推定している（私的見解）。
 このことを展望すると、内申評定が「/」・「1」や評定欄が空欄で中学校を卒業せざるを得ない不登校生徒をも受け入れ、さらに企業の求める高卒人材の育成を図るために将来へ向けて軌道修正を行える進路指導可能な高校の整備が求められる（私的見解）。**（定時制高校や通信制高校受験を視野に入れた進路指導）**